

岐南町告示第10号

令和7年第1回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月14日

岐南町長 後藤友紀

記

1. 期 日 令和7年2月28日

2. 場 所 岐南町議会議場



○議事日程

令和7年2月28日（金） 第1日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について
（施政方針）

第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度岐南町一般会計補正予算（専決第4号））

第 4 議案第 1 号 岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例について

第 5 議案第 2 号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 3 号 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 4 号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 5 号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 6 号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第10 議案第 7 号 岐南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

第11 議案第 8 号 岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について

第 1 2	議案第 9 号	岐南町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 1 0 号	岐南町上下水道事業経営審議会設置条例について
第 1 4	議案第 1 1 号	岐南町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正について
第 1 5	議案第 1 2 号	岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 1 3 号	岐南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 1 4 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第 1 8	議案第 1 5 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第 1 9	議案第 1 6 号	岐南町議会ハラスメント防止条例について
第 2 0	議案第 1 7 号	岐南町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 2 1	議案第 1 8 号	令和 6 年度岐南町一般会計補正予算について
第 2 2	議案第 1 9 号	令和 6 年度岐南町介護保険特別会計補正予算について
第 2 3	議案第 2 0 号	令和 6 年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第 2 4	議案第 2 1 号	令和 7 年度岐南町一般会計予算について
第 2 5	議案第 2 2 号	令和 7 年度岐南町国民健康保険特別会計予算について
第 2 6	議案第 2 3 号	令和 7 年度岐南町介護保険特別会計予算について
第 2 7	議案第 2 4 号	令和 7 年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について
第 2 8	議案第 2 5 号	令和 7 年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算に

		について
第 2 9	議案第 2 6 号	令和 7 年度岐南町水道事業会計予算について
第 3 0	議案第 2 7 号	令和 7 年度岐南町下水道事業会計予算について
第 3 1	議案第 2 8 号	工事請負契約の締結について（下印食雨水幹線整備工事）（変更）
第 3 2	議案第 2 9 号	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

————— ◇ —————

○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和6年12月、令和7年1月、2月の例月出納検査、並びに令和6年度定期監査を執行した結果の報告
2. 令和6年度羽島郡二町教育委員会の取組に対する点検評価についての報告

————— ◇ —————

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

————— ◇ —————

○出席議員

1 0 名

1	番	広 瀬 恵理子 君
2	番	加 藤 雅 浩 君
3	番	長谷川 淳 君
4	番	村 山 博 司 君
5	番	松 本 暁 大 君
6	番	三 宅 祐 司 君
7	番	松 原 浩 二 君
8	番	櫻 井 明 君
9	番	渡 邊 憲 司 君
1 0	番	木 下 美津子 君

————— ◇ —————

○欠席議員

な し

————— ◇ —————

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後 藤 友 紀 君
副 町	長	傍 島 敬 隆 君

教	育	長	野 原 弘 康 君
会 計 管 理 者			小 関 久 志 君
総 務 部 長			堀 場 康 伸 君
総 合 政 策 部 長			安 田 悟 君
福 祉 部 長			岩 田 恵 司 君
土 木 部 長			井 上 哲 也 君
住 民 部 長			小野木 崇 夫 君
総 務 課 長			服 部 貴 司 君
財 政 課 長			記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長			摂 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	三 輪 学
書 記	西 脇 信一郎



開会

午前10時01分 開会

○議長（櫻井 明君） ただいまから2025年（令和7年）第1回岐南町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますのでご承知おきください。



○議長（櫻井 明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和6年12月、令和7年1月、2月の例月出納検査、並びに令和6年度定期監査を施行いたした結果の報告がありましたので、お手元に配付した報告書の写しによりご承知おき願います。

次に、令和6年度羽島郡二町教育委員会の取組に対する点検評価についての報告を求めます。

野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 報告をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、羽島郡二町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検評価委員会の評価を別紙のとおりご報告いたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

————— ◇ —————

開議

○議長（櫻井 明君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

————— ◇ —————

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、岐南町議会会議規則第120条の規定により、議長において1番 広瀬恵理子議員、2番 加藤雅浩議員の両名を指名します。

————— ◇ —————

第2 会期の決定について

○議長（櫻井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間と定めたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間と決定します。

————— ◇ —————

○議長（櫻井 明君） ここで議案に入るに先立ち、町長より施政方針を行います。
後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回岐南町議会定例会の開会に当たり、令和7年度岐南町一般会計をはじめ4事業特別会計並びに2企業会計の当初予算、各般にわたる議案のご審議をお願いする前に、私の町政に臨む所信の一端を申し述べたいと思います。

昨年4月に町長に就任し、6月の所信表明演説に引き続き、本施政方針演説におきましても、私が一貫して申し上げている共感と信頼による共創のまちづくりをお約束し、今年をその本格実施の年にしてまいります。公約を一つ一つ実現し、またかねての懸案や社会の変化に伴う新しい課題に対しても全力で取り組んでまいります。

初めに、今議会で上程いたしますハラスメント防止条例について、私の思いを申し上げます。

この条例の制定は、ハラスメント事案が発生した組織において必要不可欠であり、私自身の使命でもありました。職員による条例制定、就業環境改善、相談体制構築の

3つの専門部会を立ち上げ、1年間にわたり議論を重ねてきました。条例には抑止力、拘束力がありますが、組織も職員個人も深く傷ついていたため、まずは内省と回復が必要と考え、職員がこのことに自発的に取り組むプロセスを重視いたしました。

自ら変わることができる強い組織でありたい、ハラスメントのない職場環境を目指して、未然防止に努めることはもちろんですが、もし起きてしまったときには相談がしやすい、迅速に対応できる優しい組織でありたい、そうした想いで過去を振り返りながら二度と繰り返さないためには何が必要か、職員は真剣に議論しました。過去を見詰め直すのはつらいことでしたが、足りないものを探し、それを補うためには必要な時間でした。そして今、その思いが形になり、実効性の高い条例を提案する運びとなりました。

職員の働きやすさは、住民の皆様とのお約束であるよりよいまちづくりに大切なことです。良好な職場環境は職員一人一人の仕事に対する意欲や創造性を高め、質の高い行政サービスの提供につながります。住民と向き合う職員が生き生きと働くことができる環境を整えることで地域に活力が生まれ、町全体の発展へとつながっていきます。

この条例の制定は、過去の出来事から脱却し、新たなステップへと進むための大事な節目であり、まちづくりの土台を強くする取組でもあります。今後も風通しがよく、変化に対して柔軟に対応できる職場風土をつくり、組織の行動基準・指針を明確にし、常によりよい職場づくりに全職員で取り組んでまいります。この取組を通じて誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

本町の令和7年度予算は、当事者視点で共感と納得のまちづくり予算として、総額95億5,000万円となりました。

歳入は、自主財源の根幹をなす町税では個人・法人町民税の伸びが堅調であることから、前年度比1億5,695万円増の43億1,077万円を見込んでいます。

歳出は、子育て、高齢者、障害者福祉の充実を図るための民生費に41億2,904万円、地域の安全・安心を確保するための土木費に7億3,119万円、快適な教育環境を確保するための教育費に9億7,372万円をそれぞれ計上いたしました。

令和7年度は役場の体制も一新し、共感・信頼・共創のまちづくりで未来に挑戦する過去最大規模の予算となりました。

本町は、住民、産業界、教育機関、金融機関、労働団体などの関係者の方々からご意見をいただき策定した第3期岐南町地方創生総合戦略を令和7年4月から力強く推し進めてまいります。本町に関わる全ての人が力を合わせ、みんなで町をつくる共創のまちづくりを実現するため、戦略では4つの基本目標を掲げ、置かれた状況の違い

を超え、住民がつながり、支え合い、共に地域をつくっていく地域共生社会を実現すべく様々な事業を実施します。

第1の柱は、「こどもが笑顔で育つまち」です。

これは、令和5年に施行されたこども基本法の基本理念やこども大綱で定められたこども施策、地方公共団体の責務、国民に求められる努力など新たな視点を加えた目標です。子育て支援、学校教育、子供の居場所づくりを優先的に取り組むべき重要施策といたしました。

本町は、平成25年に学校教育費助成金交付事業を東海地方で初めて実施し、令和3年度にはその対象を拡大しています。令和7年度予算案に計上し、事業をしっかり継続してまいります。

この子育て支援事業は、国の動向を見ても先駆的な取組であったと思います。そしてこれからは関係団体との連携を発展させ、農林水産省が提唱するオーガニックデイに合わせて有機農産物を給食に活用するなど食育活動も深化させていきます。

新たな事業としては、1か月児健康診査料助成事業、多胎児家庭支援事業、医療的ケア児保育支援事業があります。これらにより子育て世帯の経済的負担や不安の軽減を図ります。

たんの吸引など医療的ケアが日常的に必要な在宅児童は全国に約2万人いるといわれています。そうした医療的ケア児を保育所等で受入れ可能とするには看護師などの支援者の配置が必要となります。この4月から町内の施設で医療的ケア児の受入れが始められるよう、看護師の人件費を保育所等に対して補助いたします。

こうした事業が住民の潜在的ニーズの把握につながり、サービスを必要としている方へ、早く、しっかり届くよう体制を整えてまいります。

子供たちの育ちに関わる学校教育では、タブレット端末を使う授業は今後も増えることが見込まれるため、機器の更新を行い、通信環境を強化いたします。

第2の柱は、「多様な夢が実現するまち」です。

多くの人々が100歳まで生きることが可能となった長寿社会において、高齢者を含む全ての人々が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会をどのように実現するかという観点が今後ますます重要になっていきます。若返る元気な高齢者が増え、既に役割を終え、社会から支えられる者という従来の高齢者観は変わりつつあります。一方で、あらゆる分野でマンパワーを確保できなくなっています。それはまちづくりの現場にも言えることです。そうしたことから高齢者が様々な場所で活躍できる社会をつくっていく必要があります。

長寿社会では、生涯学習の役割が大きなものとなってきます。生涯学習という言葉

は、公民館などの施設で開催する講座を指していると思われがちですが、実際はスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など幅広く多様です。生涯学習は地域に新たな縁を形成します。まさに町民センターや体育施設は地域の学びの拠点であり、かつ防災の側面もあることから一層の有効活用を図るため、東・西町民センターと羽栗社会教育施設のトイレを改修いたします。

第3の柱は、「つながる安心・安全なまち」です。

地域コミュニティー、都市基盤整備、防災・防犯の3施策で各事業を計画的、継続的に実施をまいります。

近年の異常気象の常態化は、安全で安心な町を脅かすものであり、災害対策は町政の最重要課題です。予測を超える豪雨は都市化も相まって、本町の内水氾濫のリスクを著しく高めます。下印食雨水幹線整備事業をはじめとする雨水対策を継続的に進め、災害への対応力を強化してまいります。

子供の安全・安心に対するデジタル機器を活用した対策については、従来の見守り範囲が限られるシステムから、リアルタイムで子供の所在が広範囲に把握できるシステムへと拡充をいたします。保護者の経済的負担を軽減し、ニーズに合ったシステムの利用を促すことで、地域における子供の安全確保に取り組めます。

地震による死者の多くは、火災による犠牲者ではなく窒息死や圧死により亡くなった方々です。建物や家具が原因による犠牲者が全体の8割を超えています。そうしたリスクを減らすため、一定の要件を満たした高齢者などに家具の固定する器具の費用を補助いたします。

第4の柱は、「ずっと住んでいたいまち」です。

予測ではいよいよ人口減少の局面に入る本町において、移住定住を促す施策をまとめた目標です。健康づくり、高齢者福祉、環境保全、移住定住の取組を進めます。

本町が強化する子ども・子育て支援にもつながりますが、令和7年度から子供の医療費助成について自己負担無償化の対象年齢を高校生世代まで拡大いたします。

高齢者福祉では、介護を必要とする高齢者がご家族におられる場合、その経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの購入費を助成します。介護で大変なことは様々ですが、その中でも排せつの介助は身体的、心理的、経済面で大きな負担となっているからです。

岐南町の特徴を示すデータの一つに、自宅で最期をみとられる方の割合の高さがあります。全国、岐阜県、近隣の市町に比べて明らかに高い数値となっています。これは本町の在宅医療が進んでいるあかしだと言えます。この新たな助成事業により在宅の高齢者を支援してまいります。

岐南町が全ての世代にとってずっと住んでいたい町になり、今よりもっと移住定住が進めば、町の持続可能性は高まるでしょう。本町は生産年齢人口の比率が高く、活気に満ちた町です。また、合計特殊出生率では県内市町村ランキング1位です。15歳から49歳までの女性の有配偶率も高いです。この流れをさらに加速するため、本町の特色や強み、他市町にはない独自の取組などをタウンプロモーションの手法で情報発信してまいります。

具体的には、紙媒体の利点を生かした町政ガイドブックの作成や、専門の事業者と共に取り組むSNSの活用など、従来の詳しく説明する情報発信にとどまらない魅力を伝える情報発信で人口の社会増を目指してまいります。

結びに、岐南町にかつてのような人口増加期がやってくることは恐らくないでしょう。そのような社会動向の中で、町のかじ取りをする私の責任は極めて重大だと改めて強く感じています。しかし、私は生まれ育ったこの町に大きな希望を抱いています。

この町には、先人たちのご努力による恵まれた環境と、若者や女性をはじめ人材のポテンシャルがあります。我々行政は住民の皆様からの共感と信頼を得て、職員の創意工夫により、それらのシナジー効果を最大限に引き出し、将来にわたる安心をより確実なものにしてまいります。日々進化するデジタル技術を積極的に活用し、多様な幸福が実現できる地域社会を築いてまいります。住民の皆様並びにこの場に集う住民を代表される議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、令和7年度を迎えるに当たりまして所信の一端を申し述べましたが、令和7年度の主な事業内容並びに個々の予算につきましては、議案第21号でご説明を申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 以上で施政方針は終わりました。



第3 承認第1号から第18 議案第15号まで

○議長（櫻井 明君） 日程第3、承認第1号から日程第18、議案第15号までの16案件を一括し、議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この16案件に対する提出者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申

し上げます。

本案件は、令和6年度岐南町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により令和7年1月21日付で専決処分いたしましたもので、歳入歳出それぞれ5,836万3,000円を増額し、歳入歳出ともに98億3,840万4,000円にいたしましたものでございます。

歳出の内容につきましては、民生費におきまして、令和6年度の住民税が非課税となった世帯に対し、一律3万円を支給するエネルギー・食料品価格等高騰支援給付金及び附帯事務費として5,376万3,000円、給付金の支給対象となった世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人当たり一律2万円を支給する子どもに対する生活支援金として460万円を増額させていただいたものであります。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,836万3,000円を増額し、財源といたしましたものでございます。

続きまして、議案第1号 岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、前町長のハラスメント事案を受け、従前の岐南町職員のハラスメント防止等に関する規程では特別職によるハラスメント行為に対応することができなかったことから、特別職を含む全ての職員のハラスメント行為に対応できる規定とすることで一切のハラスメントを排除し、全ての職員が働きやすい職場環境を形成いたします。

職員にとって快適な職場環境を形成することにより、職員がそれぞれ持つ能力を最大限に発揮でき、地方公共団体たる町の果たすべき住民の福祉の増進を図り、もって町民の利益に資する組織になると考えます。そうした組織づくりを実現するための一つの手段として、この条例を制定するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第2号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、民間の専門人材の給与水準を踏まえ、競争力のある年収水準が必要とされることから、年に1回支給可能な特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改めるものでございます。

本町において、現時点では改正の内容に該当する職員はおりませんが、国の制度改正に合わせ、あらかじめ改正をしておくものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第3号 岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、職員の超過勤務の免除の見直し、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化などの仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、超過勤務の免除の対象となる子の範囲が3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備のために、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供、職場環境の整備を実施するため改正するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第4号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことにより、引用条文の変更があったことに伴い、所要の改正をするものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

議案第5号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、人事院勧告がなされたことを受け、扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当の見直し及び給料表の改定を行うものでございます。

主な内容でございますが、扶養手当におきましては、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるため、令和8年度までに配偶者に係る手当を廃止し、子1人に係る手当を1万3,000円まで引き上げるものでございます。令和7年度につきましては、配偶者3,000円、子1人1万1,500円とし、段階的に引下げ及び引上げを実施するものでございます。

また、通勤手当につきましては、ライフスタイルが多様化する中で長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減するため、支給限度額を5万5,000円から15万円に引き上げるものでございます。

管理職員特別勤務手当につきましては、管理職員の勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までに拡大するものでございます。

給料表につきましては、人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職

責をより重視した俸給体系とするため、３級から７級の俸給月額を最低水準を引き上げるものでございます。また、より幅広く適切な人事配置を行うため、別表第４の級別基準職務表を改正するものでございます。

なお、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

議案第６号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の整備を行うものであります。

改正内容は、栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるとしたものでございます。

なお、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

議案第７号 岐南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正された改正後の児童福祉法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が公布されたことに伴い、乳児等通園支援事業の実施に当たり、児童福祉法第３４条の１６第１項の規定に基づき、その設備及び運営に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。

なお、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

議案第８号 岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてご説明を申し上げます。

この条例は、環境問題への対応と持続可能な社会の実現を目指し、ごみの減量化及び資源の有効活用を推進することを目的として制定するものでございます。具体的には、町、町民、事業者に対してごみの減量を責務として位置づけるとともに、排出される一般廃棄物に関して排出量に応じた処理手数料を徴収するため、必要な規定を整備するものでございます。

本条例は、改正内容が多岐にわたるため、現行の規定を全面的に改正するものです。

なお、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

議案第９号 岐南町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、令和６年６月２１日に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す

る法律施行令が公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

議案第10号 岐南町上下水道事業経営審議会設置条例についてご説明を申し上げます。

水道事業及び下水道事業の適正かつ健全な事業経営に資することを目的に本条例を設置するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第11号 岐南町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正についてご説明を申し上げます。

この条例は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正を受け、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が大幅に改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第12号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、算出の参考とする公安職俸給表及び扶養手当支給額が改定されるため、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定をするものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第13号 岐南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分が追加されるため、改定するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、令和6年6月7日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係

者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、条項ずれが生じることから当該条項を引用している関係条例について改正を行うものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

最後に、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、関係する条例の所要の改正を一括して行うものでございます。

なお、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。



第19 議案第16号

○議長（櫻井 明君） 日程第19、議案第16号を議題とします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（櫻井 明君） この案件に対する提出者の説明を求めます。

7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 議案第16号 岐南町議会ハラスメント防止条例についてご説明申し上げます。

この条例は、岐南町議会議員間及び議員と議員等との間のハラスメントの防止及び排除とハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため定めるものがあります。全ての議員がハラスメントを理解し、防止するための措置を講じること、町民から信頼され続ける議会の実現を目指すものです。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

すみません、失礼しました。訂正いたします。

この条例は、岐南町議会議員間及び議員と職員等との間のハラスメントの防止及び排除とハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため定めるものがあります。

間違いを訂正いたします。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。



第20 議案第17号

○議長（櫻井 明君） 日程第20、議案第17号を議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この案件に対する提出者の説明を求めます。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） おはようございます。

議案第17号 岐南町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、岐南町内部組織設置条例において、部の名称及び各部の分掌事務が変更となるため、議会常任委員会の名称及び所管事項の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。



第21 議案第18号から第31 議案第28号まで

○議長（櫻井 明君） 日程第21、議案第18号から日程第31、議案第28号までの11案件を一括議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） この11案件に対する提出者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 議案第18号 令和6年度岐南町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2億2,084万7,000円を増額し、100億5,925万1,000円にしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、公平委員会による勤務条

件に関する措置要求の判定に伴う勧告に従い、追加支給が必要となる正職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員の時間外勤務手当及び報酬として1,092万8,000円の増額、ふるさと納税業務委託料として3,855万8,000円の減額、定額減税補足給付金給付事業費として1億700万1,000円の増額、町長選挙経費及び町議会議員補欠選挙経費として360万1,000円の減額、民生費におきまして、障害者自立支援給付費として7,055万4,000円、障害児通所等給付費として3,606万8,000円、保育所等における利用人数の精算等に伴う保育所負担金として9,163万4,000円の増額、衛生費におきまして、岐阜羽島衛生施設組合負担金として839万9,000円の減額、土木費におきまして、新所平島線地元負担金として2,775万2,000円の減額、消防費におきまして、消防団員の団員報酬として150万円の増額、教育費におきまして、北小学校屋内運動場の照明器具更新工事費として848万4,000円の増額、総合調理センターにおける調理員派遣委託料として847万6,000円の減額、諸支出金におきまして、減債基金積立金として3,040万円の増額、また、年度末に至り各事業の精査による増額及び減額をいたしたいものでございます。

これに対する歳入の主なものといたしましては、町税におきまして5,219万2,000円の増額、地方特例交付金におきまして、定額減税減収補填特例交付金として1億2,480万2,000円の増額、地方交付税におきまして8,144万9,000円の増額、国庫支出金におきまして、子どものための教育・保育給付交付金として4,802万3,000円、障害者自立支援事業費等負担金として5,331万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億700万1,000円の増額、防災・安全交付金として2,752万4,000円、新防災備蓄倉庫建設に係る消防防災施設整備費補助金として3,054万4,000円の減額、県支出金におきまして、障害者自立支援事業費等負担金として2,665万5,000円、子どものための教育・保育給付交付金として1,998万2,000円の増額、児童手当負担金として1,873万7,000円の増額、寄附金におきまして、ふるさと岐南応援寄附金として8,303万4,000円の減額、繰入金におきまして、財政調整基金繰入金として5,963万6,000円の減額、繰越金におきまして4,594万1,000円の増額、町債におきまして、土木債として1億3,020万円、臨時財政対策債として800万円を減額いたしたいものでございます。

続いて、第2条、繰越明許費の補正におきましては、防災倉庫解体・新防災備蓄倉庫建設事業をはじめとした8事業につきまして、年度内での事業完了が見込めないため、予算を繰り越して執行できるよう計上させていただきました。

次に、第3条、債務負担行為の補正におきましては、LED防犯灯機器借上げ事業の期間を変更いたしたいものでございます。

次に、第4条、地方債の補正におきましては、各事業の事業費を精査したことに伴い限度額を変更いたしたいものでございます。

訂正いたします。児童手当負担金として1,873万7,000円の増額と申し上げましたが、減額といたし、訂正いたします。

次に、議案第19号 令和6年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ115万円を増額し、22億4,860万7,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、総務費に係る総務管理費として113万9,000円、基金積立金として1万1,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金56万9,000円、財産収入1万1,000円、繰入金57万円を増額し、財源といたすものでございます。

次に、議案第20号 令和6年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ58万4,000円を増額し、6億8,110万7,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金として58万4,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、一般会計繰入金として58万4,000円をもって財源といたすものでございます。

議案第21号 令和7年度岐南町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額は95億5,000万円で、前年度当初予算と比較いたしますと4.9%の増額となっております。

エネルギー価格・物価高騰が引き続き見込まれる中、住民のニーズを的確に捉えつつ、子育て環境の整備や災害対策など様々な行政課題に対応し、時代の変化を捉えた住民主体のまちづくりを推進できるよう、令和7年度予算につきましては岐南町第6次総合計画に掲げる将来像「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん」の実現に向けた予算編成を行いました。

それでは、歳出につきまして、款別に新規事業を中心に主な施策についてご説明を申し上げます。

初めに総務費でございますが、まちづくりの推進に向けて町の魅力を内外へ発信する町政ガイドブックによるタウンプロモーション事業及びSNS関連事業費として443万8,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金の減免

に係る経費として4,593万6,000円、町議会議員選挙経費として1,560万3,000円を計上いたしております。

次に、民生費でございますが、福祉関係経費として、障害者自立支援給付費をはじめとした扶助費に8億9,113万4,000円、高校生世代の医療費無料化事業として2,174万4,000円、要介護4以上の在宅高齢者を対象とした紙おむつ等購入事業として154万4,000円を計上し、家計の経済的負担を軽減いたします。

また、保育所関係経費として8億5,952万9,000円、このうち医療的ケア児の受入れ体制整備費補助金として529万円を計上いたしております。

特別会計への繰出金といたしましては、国民健康保険特別会計に対し1億9,781万4,000円、後期高齢者医療特別会計に対し3億1,545万4,000円、介護保険特別会計に対し3億3,564万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、衛生費でございますが、保健衛生関係経費として、がん検診等委託料2,089万3,000円、1か月児健康診査費用助成事業として167万円、多胎児家庭支援事業として5万6,000円を計上し、子育て支援体制の強化を図ります。

次に、清掃関係経費でございますが、令和8年度ごみ有料化に向けた主な経費といたしまして、指定ごみ袋製造保管業務委託料として2,420万円、粗大ごみの収集所となる拠点回収場の運営に係る経費として1,316万7,000円を計上いたしました。

また、岐阜羽島衛生施設組合負担金として2億9,300万3,000円を計上し、環境保全に配慮し、事業を実施してまいります。

次に、商工費でございますが、商工会振興補助金として1,505万5,000円を計上し、商工振興を推進してまいります。

次に、土木費でございますが、道路橋梁維持費といたしまして1億2,219万3,000円、道路橋梁新設改良費といたしまして1億817万2,000円、そのうち安全で安心な生活を実現するまちづくりに掲げる治水施策としての下印食雨水幹線整備事業として6,934万4,000円、町道整備改良費に5,450万3,000円、都市計画関係経費におきましては、新所平島線地元負担金に5,072万7,000円、下水道事業への負担金として2億7,947万6,000円などを計上し、引き続き都市基盤整備を実施してまいります。

消防費におきましては、消防団運営経費として3,414万9,000円、羽島郡広域連合負担金として4億1,595万6,000円、木曽川右岸地帯水防事務組合負担金として830万9,000円、家具固定器具取付事業として20万円を計上し、住民が安心・安全に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

続きまして教育費でございますが、羽島郡二町教育委員会負担金及び分担金として1億4,250万円、食材高騰対策に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し

た学校給食費助成金として1億1,794万4,000円、子ども見守り支援事業として896万4,000円、GIGAスクールネットワーク環境改善及びタブレット端末更新事業として5,062万7,000円を計上いたしております。

社会教育関係経費では、東・西町民センター2階のトイレ洋式化工事経費262万1,000円を計上し、社会教育施設の整備を推進してまいります。

保健体育関係経費では、体育施設等の指定管理者制度の管理料として3,069万円を計上いたしております。

次に、公債費でございますが、元利償還金として4億6,397万1,000円を計上いたしております。

これに対する歳入でございますが、町税におきましては、個人町民税では前年度当初予算に対し0.8%増の15億9,108万円、法人町民税につきましては3.2%増の2億7,724万8,000円、固定資産税につきましては6.4%増の21億1,174万9,000円など、前年度当初予算に対し3.8%増の総額43億1,077万4,000円を計上いたしております。

また、地方消費税交付金におきましては7.3%増の7億2,000万円、地方交付税におきましては、前年度当初予算に対し21.5%減の4億7,000万円を計上いたしております。

分担金及び負担金につきましては、学童保育運営費負担金2,157万7,000円、保育所負担金3,351万2,000円など、前年度当初予算に対し5.7%減の総額5,862万9,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、指定ごみ袋販売手数料2,650万円など、前年度当初予算に対し31.2%増の総額1億4,392万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、子どものための教育・保育給付交付金3億1,479万5,000円、障害者自立支援事業費等負担金4億3,790万円、児童手当負担金5億3,312万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,569万7,000円など、前年度当初予算に対し19.9%増の総額16億4,071万1,000円を計上いたしております。

続きまして、県支出金でございますが、国民健康保険保険基盤安定負担金6,922万3,000円、障害者自立支援事業費等負担金2億1,895万円、子どものための教育・保育給付交付金1億3,128万4,000円、児童手当負担金5,818万6,000円、福祉医療費補助金1億1,696万5,000円、児童福祉費補助金1億574万8,000円など、前年度当初予算に対し1.1%増の総額8億5,249万6,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、ふるさと岐南応援寄附金として1,500万円を計上いたしております。

繰入金の主なものにつきましては、財政調整基金 2 億9,000万円、公共施設建設事業基金 1 億1,500万円など総額 4 億878万5,000円を計上いたしております。

町債につきましては、都市計画道路整備事業債4,560万円、地方道路等整備事業債 4,800万円、一般事業債 1 億5,870万円等の総額 3 億500万円を計上いたしております。

続きまして、第 2 条の債務負担行為につきましては、庁内情報関連機器等に係る借り上げと障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務に係る限度額を計上いたしております。

第 3 条では、地方債の目的、限度額、償還方法について定めさせていただきました。

議案第22号 令和 7 年度岐南町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額は24億6,931万1,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと 4.0%の減額となっております。

この理由といたしましては、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の減額が主な要因でございます。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

被保険者に係る療養給付費、療養費、高額医療費、出産育児一時金及び葬祭費等の保険給付費といたしまして16億1,571万3,000円を計上いたしております。

次に、県において市町村ごとに医療費水準及び所得水準を考慮して算定し、市町村ごとに決定された納付金を納付するため、国民健康保険事業費納付金といたしまして 7 億6,045万9,000円を計上いたしております。

続きまして、保健事業費でございますが、特定健康診査委託料及び生活習慣病健診の助成費用等といたしまして2,751万8,000円を計上いたしております。

これに対する歳入でございますが、国民健康保険税といたしまして 5 億7,542万 7,000円を計上いたしております。

次に、県支出金といたしまして、被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費等給付に必要な費用及び保険者努力支援分等として16億5,233万2,000円を計上いたしております。

続きまして、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金及び基金繰入金等といたしまして、繰入金 2 億2,822万7,000円を計上いたしております。

議案第23号 令和 7 年度岐南町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額は、それぞれ21億422万1,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと4.9%の増加となっております。

この理由といたしましては、介護給付費及び地域支援事業費の増加が主な要因でございます。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。

初めに総務費でございますが、主なものとして、人件費等の総務管理費3,051万8,000円、介護認定審査会費1,382万1,000円を計上いたしております。

次に、保険給付費でございますが、要介護認定された方の介護サービス等諸費17億6,047万円、要支援と認定された方への介護予防サービス等諸費5,444万2,000円、審査支払手数料240万3,000円、高額介護サービス等費5,117万3,000円、高額医療合算介護サービス等費521万円、低所得者の介護保険施設等における食事、居住費の負担軽減に係る特定入所者介護サービス等費4,149万円を計上いたしております。

次に、地域支援事業費でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業費5,332万8,000円、包括的支援事業費・任意事業費7,641万2,000円を計上いたしております。

これに対する歳入でございますが、65歳以上の第1号被保険者より納付していただく保険料につきましては5億573万8,000円を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金として4億3,962万8,000円を計上いたしております。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として5億3,141万5,000円を計上いたしております。

県支出金につきましては、介護給付費負担金、地域支援事業交付金として7億7,904万3,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、保険給付費、地域支援事業費及び事務費等に対する一般会計からの繰入金として3億3,564万2,000円を計上いたしております。

県支出金の介護給付費負担金、地域支援事業交付金として7億7,904万3,000円と申し上げましたが、2億7,904万3,000円と訂正をいたします。

次に、議案第24号 令和7年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額は6億7,024万2,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと2.3%の増額であります。

後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主な要因でございます。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

総務費に係る総務管理費といたしまして589万9,000円で、主なものとして、各種システム改修委託料282万7,000円を計上いたしております。

徴収費312万7,000円で、主なものとして、徴収業務に伴う電算処理委託料75万8,000円を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億6,064万8,000円は、主に岐阜県後期高齢者医療広域連合に支払う保険料等負担金及び療養給付費等負担金であります。

これに対する歳入でございますが、後期高齢者医療保険料 3 億5,470万7,000円は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料として納付される保険料でございます。

続きまして、一般会計繰入金 3 億1,545万4,000円は、保険基盤安定繰入金及び療養給付費等繰入金などがございます。

議案第25号 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額は2 億7,729万円でございます。

主なものをご説明いたします。

まず歳出でございますが、教育総務費では、事務局費として事務局の運営に係る費用で人件費等 1 億3,622万9,000円、学校教育費では、教育指導費として不登校に対応する教育相談専門員及び教育支援センター配置のスタッフの人件費等2,049万5,000円、教育振興費として郡内の小中学校に勤務するスクール・サポート・スタッフや学習支援スタッフ等、また、中学校部活動社会人指導員に係る費用や I C T 支援専門員、スイミングインストラクターなどの人件費等 1 億869万7,000円、社会教育費では、社会教育総務費として地域学校協働活動推進委員の人件費や各学校運営協議会の活動費を補助するコミュニティースクール活動補助金等をはじめとして741万3,000円、保健体育費では、保健体育総務費として郡学校保健会事業補助金等をはじめとした113万4,000円を計上いたしております。

これに対する歳入でございますが、2 町からの分担金として9,340万1,000円、負担金として 1 億7,579万円、また、県支出金としてスクールサポートスタッフ配置事業補助金等678万5,000円を計上いたしております。

なお、この予算につきましては、去る 2 月10日、郡内の 2 町長、2 議長で構成いたします羽島郡二町教育委員会運営協議会において了承されたものでございます。

最後に、幹事長として予算を適正に執行するとともに、羽島郡二町教育の充実に努めてまいります。

議案第26号 令和7年度岐南町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

新年度の業務量でございますが、給水戸数1万870戸、年間総給水量347万立方メートル、1日平均給水量9,507立方メートルを予定しております。また、主な建設改良事業といたしまして、主要配水管耐震化工事を予定しております。

次に、収支についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益は3億1,278万3,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、給水収益など営業収益2億2,170万8,000円と他会計補助金など営業外収益9,107万5,000円でございます。

対する水道事業費用は3億7,748万9,000円を計上いたしました。

主な内訳といたしましては、総係費など営業費用3億4,813万9,000円、企業債利息など営業外費用2,539万円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入といたしまして3,902万3,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、工事負担金収入でございます。

対する資本的支出は2億841万1,000円を計上いたしました。

主な内訳といたしましては、工事請負費など建設改良費2億177万2,000円と企業債償還金563万9,000円でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する1億6,938万8,000円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額1,419万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,380万円及び当年度分損益勘定留保資金3,139万5,000円で補填する予定でございます。

議案第27号 令和7年度岐南町下水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

新年度の業務量でございますが、排水戸数8,600戸、年間総有収水量262万9,000立方メートル、1日平均有収水量7,202立方メートルを予定しております。また、主な建設改良事業といたしまして岐南西処理分区面整備工事、円城寺処理分区面整備工事を予定しております。

次に、収支についてご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、下水道事業収益は6億9,177万9,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、下水道使用料など営業収益2億9,501万7,000円と他会計負担金など営業外収益3億9,676万2,000円でございます。

対する下水道事業費用は7億4,251万9,000円を計上いたしました。

主な内訳といたしましては、流域下水道管理運営費負担金など営業費用 6 億 7,700 万 8,000 円、企業債利息など営業外費用 6,111 万 1,000 円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入といたしまして 3 億 8,817 万 2,000 円を計上いたしました。

内訳といたしましては、企業債 2 億 5,000 万円、補助金 8,045 万 2,000 円、負担金 5,772 万円でございます。

対する資本的支出は 6 億 3,238 万 9,000 円を計上いたしました。

主な内訳といたしましては、工事請負費など建設改良費 4 億 1,197 万 1,000 円、企業債償還金 2 億 1,741 万 8,000 円でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する 2 億 760 万 8,000 円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額 3,660 万 9,000 円、過年度分損益勘定留保資金 6,980 万円及び当年度分損益勘定留保資金 1 億 6,401 万 9,000 円で補填する予定でございます。

議案第 28 号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案件は、去る令和 6 年 9 月 5 日に永井建設株式会社代表取締役 梅田克彦と契約いたしました下印食雨水幹線整備工事につきまして工事契約を変更しようとするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更につきましては、工事費を 547 万 5,800 円増額し、総額 5,937 万 5,800 円に変更させていただきます。

以上で提案説明を終わります。議員の皆様におかれましては慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。



第 3 2 議案第 2 9 号

○議長（櫻井 明君） 日程第 32、議案第 29 号を議題とします。

この案件に対する提出者の説明を求めます。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（櫻井 明君） 5 番 松本暁大議員。

○5 番（松本暁大君） 議案第 29 号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書につ

いて、発案の趣旨をご説明申し上げます。

冤罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定める刑事訴訟法には再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどありません。このため、審理の進め方が事件を担当する裁判所によって異なっており、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

とりわけ、過去多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審で初めて明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっていますが、現状では証拠開示の仕組みを明文化した規定が存在しないため、事件によって証拠開示の範囲に大きな差が生じています。

また、再審開始決定がなされても検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定についてこれらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望するため、政府・国に意見書を提出するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井 明君） 以上で説明は終わりました。

————— ◇ —————

休会

○議長（櫻井 明君） お諮りします。明日から３月２日までの２日間は議案精読のため休会とします。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、明日から３月２日までの２日間は休会と決定いたしました。３月３日午前１０時から会議を開きます。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会とします。

午前１１時２１分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

広瀬 恵理子

岐南町議会議員

加藤 雅 浩